

鳥取県公報

令和6年10月18日(金) 第9638号

毎週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (577) (自然 大規模小売店舗の新設の届出 (578) (企業 県道の区域の変更 (579) (道路企画課)・ 県道の供用の開始 (580) (〃)・・・・・	支援課) ・・・・・・・・・・・2
\Diamond	公	告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察	
\Diamond	調達	公告		

示

鳥取県告示第577号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定に基づ き、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定 により、次のとおり告示する。

令和6年10月18日

鳥取県知事 平 井 伷 治

	名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
Ī	一般社団法人鳥取県	鳥取市湖山町西二丁目	徳山 幸一	捕獲従事者の追加	令和6年10月7日
	猟友会	413			

鳥取県告示第578号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出が あったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ドラッグストアウェルネス片原店 鳥取市本町五丁目404-6
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麹町五丁目1-1 鳥取瓦斯株式会社 代表取締役 児嶋 太一 鳥取市五反田町6
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神一丁目1-10

株式会社GROW UP 代表取締役 柴原 史則 鳥取市千代水二丁目88

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 - 令和7年6月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,085平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 59台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 27台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 64平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 7.34立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 2か所

- イ 位置 9の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日

令和6年10月7日

9 縦覧に供する書類 届出書及びその添付書類

10 縦覧に供する期間 令和6年10月18日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第579号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年10月18日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課(鳥取市東町一丁目220) において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

見夕 幺	路線名	区間	変更	敷地の幅員	敷地の延長
F 市 小			前後別	(メートル)	(メートル)
鳥取	国府	鳥取市国府町宮下字上土居253-2地先から同町町	変更前	11.5~24.5	84. 0
岩美	線	屋字向土居292-4地先まで	変更後	14.4~34.6	84.0

鳥取県告示第580号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年10月18日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課(鳥取市東町一丁目220) において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
鳥取国府岩美線	鳥取市国府町宮下字上土居253-2地先から同町町屋字向土居292	令和6年10月19日
	- 4 地先まで	

公 告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構か

ら農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において 読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積 (平方メートル)	
倉吉市蔵内字五反田106-1		182	
倉吉市蔵内字高畑183	田	818	
倉吉市蔵内字高畑186		586	

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の	存続	借賃に相当する補償	補償金の支払の方法
辰地の位力	始期	期間	金の額 (円/年)	州頂亚の久知の万仏
倉吉市蔵内字五反田106-1	令和7年	11年	0	
倉吉市蔵内字高畑183	1月			_
倉吉市蔵内字高畑186				

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年11月1日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課(鳥取市東町一丁目220)

- (3) 記載事項
 - ア 意見書の提出者の氏名及び住所
 - イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及 び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年10月18日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

浜村、倉吉及び琴浦大山の各 午後1時30分から 鳥取県倉吉警察署 警察署の管内に居住する者 経験者講習 午後4時30分まで

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 3,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 6 携行品

筆記用具

調達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 令和7年度軽自動車(乗用、新車) 37台
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 札 令和6年9月19日
- オリックス自動車株式会社山陰支店 4 落札者の名称及び所在地

鳥取市扇町9-2

- 5 落 札 金 63,914,400円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 額
- 6 入 札 公 告 令和6年8月9日 日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220